

田辺市文化賞受賞候補者を募集します

市では、昭和45年に創設した「田辺市文化賞」の制度を継承し、毎年、市の文化の発展に貢献された方に本賞をお贈りし、その功績をたたえています。

次の要領で、受賞候補者を市民の皆さんから募集します。

市内在住の方又は市出身者若しくは市に在住したことのある方で、市の文化（学術・芸術・体育・生活文化等）の発展に貢献した方※ただし、他薦に限りません。

7月3日④～31日④「必着」に所定の推薦書類を、左記へ持参又は郵送してください。推薦書類は左記で配布するほか、ホームページからも取得できます。

秘書課 秘書係（本庁舎3階）〒646-8545 新屋敷町1-2-39（26）99100
https://www.city.tanabe.lg.jp/nisho/index.html



市営住宅入居者を募集します

募集住宅

◇旧田辺市

《新方》新方9：1戸〔単身可〕

《上の山》御所谷2：1戸

《新庄》内之浦4：1戸〔単身可〕

《龍神》下柳瀬：1戸

《柳瀬》下柳瀬：1戸

■ 語句説明

◇ 単身可 単身者でも可能

■ 間取り・家賃等

住宅や所得により異なります。

7月3日④～24日④「消印」に、申込書を左記へ持参又は郵送してください。申込書は左記や各行政局産業建設課（23ページ参照）で配布します。

■ その他 応募者多数の場合は抽選で決定します。抽選は7月31日④10時から本庁舎4階「第一委員会室」で行います。

入居辞退等により空室のある団地は随時募集していますので、左記へご確認ください。
環境課 市営住宅係（社会福祉センター1階）
〒646-8545 新屋敷町1-2-39（26）9936

物品入札参加者等追加登録を受け付けます

市が発注する物品（食料品を除く。）や役務等（警備・物品賃貸・集団健康診査等）の業務を受注しようとする事業者は、物品入札参加者等としての登録が必要です。

登録の有効期間 令和5年10月1日～令和7年3月31日

8月1日④～31日④「消印」に、申請書を左記へ持参又は郵送してください。窓口での受付は、8月31日④17時15分までです。

■ 要項の配布 左記で配布するほか、ホームページからも取得できます。郵送を希望する場合は、140円切手を貼った返信用封筒を同封の上、お申し込みください。

契約課 契約係（本庁舎3階）〒646-8545 新屋敷町1-2-39（26）9964
https://www.city.tanabe.lg.jp/keiyaku/index.html

各行政局 総務課 23ページ参照



市営墓地の利用者を募集します

■ 募集区画 芳養みどり墓地（東墓地13区画・西墓地31区画）、天神霊苑2区画、神子浜墓地18区画、本宮町大居墓地3区画

④ 次の要件を満たす方

◇ 市に住民票がある方

◇ 現在、市営墓地を持っていない方、又は市営墓地をお持ちの方で区画の移動を希望されている方
※ 区画の移動は1年以内とし、永代使用料については移動後の区画分を全額納付してください。

7月12日④～31日④「必着」に、申込書を環境課へ持参又は郵送してください。申込書は環境課や各行政局住民福祉課（23ページ参照）で配布します。詳しくはホームページをご覧ください。左記へお問い合わせください。

■ 墓地使用許可予定者及び補欠者の決定 応募者多数の場合は、抽選で決定します。また、1名の補欠者を決定します。抽選は8月17日④14時から本庁舎第2別館3階「大会議室」で行います。

環境課 環境対策係（本庁舎2階）
〒646-8545 新屋敷町1

0739（26）9927
https://www.city.tanabe.lg.jp/kanky/shiebochi.html
本宮町大居墓地について
23ページ参照

斎場使用料の所得制度特例還付・補助金制度について

田辺市斎場・白浜町斎場・清浄苑の各施設で市内（町内・管内）料金の取扱いを受けた方で、火葬許可申請者の同一世帯全ての世帯員が、住民税非課税かつ生活保護を受けていないこと。

■ 還付・補助額

◇ 12歳以上 1万円

◇ 12歳未満 5000円

申請使用料納付後、30日以内に左記へ申請してください。

環境課 環境対策係（本庁舎2階）
0739（26）9927



市の人口
令和5年5月末現在

人口	男 32,393人 (-57)
	女 36,520人 (-53)
	計 68,913人 (-110)
世帯数	34,892世帯 (-12)
	※（ ）内は前月比
5月の出生	男 8人 女 10人

7月の納税等

- 固定資産税・都市計画税…第2期分
- 市県民税 給与特別徴収…6月徴収分
- 国民健康保険税 普通徴収…第1期分
- 介護保険料 普通徴収…第1期分
- 後期高齢者医療保険料 普通徴収…第1期分

※納期限後の納付は、督促手数料及び延滞金を加算する場合があります。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料について

保険税(料) 額決定通知書を7月中旬頃に送付します。詳しくは通知書同封のお知らせ等をご覧ください。

【国民健康保険税(以下国保)】

国保は、都道府県と市町村が運営する、自営業の方や職場等で健康保険に加入されていない方を対象とした医療保険制度です。

国保の税率は、和歌山県が示す

「国保事業費納付金」及び「市町村標準保険料率」を参考に改定しており、世帯主が納税義務者となり世帯単位で計算します。また、法令等の改正により、今年度の保険料のうち、後期高齢者支援金等課税限度額は22万円に変更されます。

■保険税の軽減

世帯の所得が低い場合の軽減のほか、倒産・解雇や雇止め等による離職をされた方で失業等給付を受ける方については、保険税が軽減される制度があります。

【後期高齢者医療保険料】

後期高齢者医療制度は、都道府県ごとに設置されている後期高齢者医療広域連合が市町村と連携、協力して運営しています。75歳以上の方と、一定の障害があり、後期高齢者医療広域連合の認定を受けた65歳以上75歳未満の方が加入します。

国民健康保険高齢受給者証を送付します

8月1日②からお使いいただけない新しい高齢受給者証を、7月下旬に送付します。

※自己負担割合は、前年中の所得等により変更になる場合があります。

②70歳～74歳の田辺市国保被保険者

③国保課 庶務係(本庁舎2階)

☎0739(26)9924

後期高齢者医療制度の保険証の色が、「みず色」に変わります

現在お持ちの保険証(被保険者証)の有効期限は、7月31日④です。新しい保険証を、7月初旬から順次送付します。

お手元に届いたときから使用できますので、古い保険証は、返却又は裁断処分してください。

※自己負担割合は、前年中の所得等により変更になる場合があります。

④国保課 医療係(本庁舎2階)

☎0739(26)9926

上の方と、一定の障害があり、後期高齢者医療広域連合の認定を受けた65歳以上75歳未満の方が加入します。

保険料は、被保険者が等しく負担する均等割額と、所得に応じて決まる所得割額の合計額で、個人単位で計算します。

■保険料の軽減

世帯の被保険者及び世帯主の総所得金額等の合計額により、均等割額の軽減が7割、5割、2割の3段階あります。

【介護保険料】

介護保険制度は、介護が必要な方を社会全体で支えるための制度です。介護の認定を受けた場合は、費用の一部を負担するだけで、様々な介護サービスを受けることができます。65歳以上の方は、所得や世帯の市民税課税状況等に応じて、9段階の保険料区分の中から個人ごとに決定します。40歳以上65歳未満の方は、加入している医療保険ごとの算出方法で、医療保険分等と併せて徴収されます。

【保険税(料)の納付】

納付方法は、普通徴収(納付書又は口座振替)と特別徴収(年金天引き)がありますが、保険の種類、被保険者の年齢や受給している年金額等によって異なります。

国民年金に関するお知らせ

【免除・納付猶予申請の受付が始まります】

経済的な事情等により保険料の納付が困難な場合には、保険料の免除を申請することができます。免除は、本人・配偶者・世帯主の全員の前年中所得がそれぞれ一定の基準額以下の方が対象です。

なお、失業された方は、離職票やハローワーク発行の雇用保険受給資格者証等があれば、特例免除を受けられる場合があります。

また、50歳未満の方には、納付猶予の制度もあります。

■対象期間 7月分～令和6年6月分

■申請開始 7月3日⑤

※過年度分は、原則届出日の2年1か月前まで遡って申請できます。

【マイナポータルからの電子申請について】

マイナポータルの利用者登録をすると、次の手続きができます。

■対象手続
◇第1号被保険者加入の届出(退職後の厚生年金からの変更や第3号被保険者からの変更)

◇保険料の免除・納付猶予の申請

■納期限後納付は督促手数料・延滞金が掛かります

保険税(料)は、納期限までに納付してください。

督促状は、納期限後20日以内に発送します。督促手数料は督促状1通につき80円です。延滞金は、納期限内に納付した方の利益を尊重し、また、納期限内の自主納付を促進して、納付秩序の確立を図るという趣旨に基づいています。

■保険税(料)の納付は口座振替をおすすめします

普通徴収の納付に口座振替を利用すると、指定された預貯金口座から自動的に引き落とされます。口座振替は、預貯金口座をお持ちの金融機関で、お申し込みください。

■保険料の徴収猶予及び減免

災害等による被災など、一定の要件に該当する場合は、保険料の徴収猶予や減免の制度がありますのでご相談ください。

④国保課 保険税係・収納係(本庁舎2階)

☎0739(26)9965



◇保険料の学生納付特例の申請

☐ <https://myna.go.jp>

⑤市民課 庶務年金係(本庁舎2階)

☎0739(26)9925

◇田辺年金事務所国民年金課

☎0739(24)0432

◇田辺年金事務所新宮分室

☎0735(22)8441

◇年金加入者ダイヤル

☎0570(003)004(ナビダイヤル)

※050で始まる電話の方は03(6630)2525

田辺市指定給水装置工事業者更新申請を受け付けます

水道法の一部改正により、指定の有効期間が5年となっており、指定の有効期限までに更新手続きをしてください。

⑥指定日が平成19年4月1日～平成25年3月31日の田辺市指定給水装置工事業者

⑦9月15日⑧までに、申請書等を左記へ持参又は郵送してください。

申請書等は左記で配布するほか、ホームページからも取得できます。

⑧水道部工務課計画係

龍神村一斉美化清掃

龍神村一斉美化清掃を行います。開始時間や作業内容などの詳細は各区からお知らせします。

⑨7月23日⑩ ※少雨決行

⑪龍神村行政局管内の道路・河川及び地域周辺

⑫龍神行政局住民福祉課

☎0739(78)0820



有料広告 広告主及び広告内容については、市が推奨等するものではありません。広告内容についてのお問合せは、直接広告主をお願いします。

有 料 告 告
2 枠 連 結 (縦 46mm × 横 174mm)

コンビニ交付を停止します

7月19日④6時30分〜23時は、定期保守により、コンビニでの全ての証明書が発行できなくなりま

すので、ご注意ください。

☎0739(34)2131

マイナンバーカードの受け取りはお早めに

2月末までにマイナンバーカードの申請をされた方の、マイナンバーの申込期限は9月末までです。8月、9月は窓口の混雑が予想されますので、早めにお受け取りください。

また、一部キャッシュレスのマイポイントの申込期限は9月末より早く終了するものもありますので、ご注意ください。

☎0739(34)2131



令和6年度ごみ収集カレンダーへの広告を募集します

■枠の大きさと金額(税込み)

収集日程を掲載したページの下端で、12月を除く11枠

◇1枠を1広告とする場合(縦35mm×横130mm) 1万6500円

◇2枠を1広告とする場合(縦35mm×横270mm) 3万3000円

※令和6年度の作成予定部数は、4万7500部です。

☎7月3日⑤〜31日⑤に、申請書等を左記へ提出してください。

申請書等は左記で配布するほか、ホームページからも取得できます。

☎0739(24)6218

☐ <https://www.city.tanabe.lg.jp/seisou/index.html>



高等学校等通学(下宿・寮)費を助成します

■助成金の額(各上限あり)

月額通学費又は下宿(寮)費(食費相当分を除く)の3分の1

※通学費と下宿(寮)費助成金の併給はできません。

☎7月3日⑤〜28日⑤に、左記又は各教育事務所へ申請書等を持参又は郵送してください。詳しくはホームページをご覧ください。

☎0739(42)5515

☎0739(42)5516

☐ nokonokojikasen@gmail.com

「くまのつ子児童家庭支援センターのこのこ」が開所されました

紀南地方を管轄する児童家庭支援センターが開所されました。ここでは、育児不安などの親子関係への対応や家庭の様々な問題について、専門的な知識や技術を持った職員から、助言や援助を受けることができます。

相談は無料で、秘密は厳守されます。電話相談、来所相談(要予約)、訪問相談(要予約)に対応しています。

■受付時間 平日9時〜17時

☎西牟婁郡白浜町1-1 白浜町青少年研修センター1階

☎18歳未満の児童のいる家庭

☎くまのつ子児童家庭支援センターのこのこ

☎0739(42)5515

☎0739(42)5516

☐ nokonokojikasen@gmail.com

すくすく子育てクラブ



第104回 子どもの歯磨きの方法

■口腔ケアは0歳から

歯が生えてきたら口の中に指を入れて、歯ぐきをさわったりマッサージをしたりしましょう。最初は汚れを落とすことより、口腔のケアに慣れることを目標にして、慣れてきたら歯ブラシを使って優しく汚れを取り除いてあげましょう。

■仕上げ磨き

手指の運動機能が発達途中の子どもは、上手に歯磨きをしているように見えても自分だけでは歯をきれいにすることができません。3歳頃までは大人による仕上げ磨きを主体とし、少しずつ「自分磨き」が主体

になるよう移行していきましょう。仕上げ磨きの時は、大人がリラックスして笑顔でお話をしたりしながら楽しく磨いてあげましょう。嫌がるときは無理強いをせず、短めにしても良いでしょう。

■歯磨きの方法

- ①歯ブラシをしっかりと歯に当てて、軽い力で横に細かく動かします。2歯くらいずつ磨くと良いでしょう。
- ②前歯は歯の面に直角に歯ブラシを当てて磨きます。
- ③上の前歯は、上唇小帯を指でガードして歯ブラシが当たらないように磨きます。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

【ひとり親世帯分】

☎ひとり親世帯で次のいずれかに該当する方

◇令和5年3月分の児童扶養手当受給者、令和5年4月分の新規児童扶養手当受給者(申請不要)

◇遺族年金、障害年金等の公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方(申請必要)

◇令和5年3月分の児童扶養手当は受給していないが、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となった方(申請必要)

【ひとり親世帯以外分】

☎次のいずれかに該当する方

◇令和4年度に実施した子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)の支給対象者(申請不要)

◇児童手当・特別児童扶養手当を受給している方で、令和5年度住民税が非課税の方(申請不要)

◇右記以外の方で令和5年3月31日時点で18歳未満の児童(障害児の場合20歳未満)を主として養育

している方で、食費等の物価高騰の影響を受けて家計が急変し、住民税非課税相当の収入となった方(申請必要)

※令和6年2月末までに生まれた新生児も対象

【共通事項】

■給付額 児童1人当たり一律5万円

☎市民課庶務年金係又は各行政局住民福祉課(23ページ参照)へ申請してください。詳しくはホームページをご覧ください。

※お問い合わせください。

※市民課で申請される場合は、事前に電話予約が必要です。

※ひとり親世帯分とひとり親世帯以外分の併給はできません。

☎申請予約・制度に関する子育て世帯生活支援特別給付金窓口(本庁舎2階市民課内)

☎0739(26)9925(平日9時〜17時)

◆制度に関すること

☎こども家庭庁コールセンター ☎0120(400)903(平日9時〜18時)

☐ <https://www.city.tanabe.lg.jp/shimin/index.html>



田辺市地域保健福祉推進補助金を追加募集します

市民団体や市内の民間企業が高齢者等の保健福祉の増進を図るために行う先導的事業に対して補助をします。

■事業の運営に要する費用 ※施設建設等に要する費用は除く。 ※国、県、市の他の補助金の対象となる事業は除く。

■補助金額 (1事業当たり)

◇市民団体 上限100万円

◇市内の民間企業 上限50万円

■交付期間 3年を限度とします。

7月31日までに、申込書等を左記へ提出してください。申込書等は左記で配布するほか、ホームページからも取得できます。詳しくはホームページをご覧ください。 閩福祉課庶務係 (市民総合センター2階)

☎0739 (26) 4900

https://www.city.tanabe.lg.jp/fukushi/tiikhokenfukusi.html

戦争の悲惨さ、忘れないために

原爆が投下された広島市と長崎市では、それぞれ毎年8月6日午前8時15分、8月9日午前11時2分に、原爆の犠牲となり亡くなられた方々のご冥福と世界の恒久平和の実現を祈念して、平和の鐘を合図に1分間の黙とうをささげることになっています。

私たちがこの趣旨に賛同し、それぞれの家庭・職場・地域で、黙とうをささげましょう。

閩総務課庶務係 (本庁舎3階) ☎0739 (26) 9916

自衛官候補生を募集します

日本国籍を有し、自衛隊法第38条第1項に該当しない方で次のとおりです。

◇自衛官候補生・一般曹候補生

採用予定月の1日現在、18歳以上33歳未満の方 (32歳の方にあつては、採用予定月の末日現在、33歳に達していない方)

◇航空学生 海上自衛隊は18歳以上23歳未満の方、航空自衛隊は18

衆議院小選挙区の区割りの改定について

公職選挙法の一部を改正する法律が令和4年11月28日に公布されました。

本市の選挙区は、第3区から第2区に変更となりました。

この区割りの改定は、次の衆議院議員総選挙から適用されます。

閩選挙管理委員会事務局 (本庁舎別館2階)

☎0739 (26) 9945

■新選挙区

Table with 2 columns: 第1区 (和歌山市 紀の川市 岩出市) and 第2区 (海南市・橋本市・有田市・海草郡 伊都郡・御坊市・田辺市 有田郡・日高郡・西牟婁郡・東牟婁郡)

※旧選挙区

Table with 3 columns: 第1区 (和歌山市), 第2区 (紀の川市・岩出市 海南市・橋本市 有田市・海草郡 伊都郡), 第3区 (御坊市・田辺市 新宮市・有田郡 日高郡・西牟婁郡 東牟婁郡)

ダム情報や発電所の運転予定をフリーダイヤルでお知らせします

新宮川水系の各ダム(池原ダム・七色ダム・小森ダム・風屋ダム・二津野ダム)の放流状況及び小森発電所・十津川第二発電所の運転予定について、24時間フリーダイヤルにてお知らせしています。

濁水長期化軽減対策におけるダム放流及び発電の予定日程については、ツイッターでお知らせしています。

◇新宮川水系各ダム情報

☎0120 (30) 2425

◇小森発電所・十津川第二発電所運転予定

☎0120 (20) 1914

◇ツイッターアカウント @jp_totsukawa

閩電源開発株式会社 西日本支店

十津川電力所

☎0735 (47) 2019



海上保安官募集、あなたも日本の海を守りませんか

【海上保安学校学生採用試験】

■受付期間 7月18日(火)～27日(木)

■一次試験日 9月24日(日)

【海上保安大学校学生採用試験】

■受付期間 8月24日(木)～9月4日(日)

■一次試験日 10月28日(土)・29日(日)

【共通事項】

■試験会場 和歌山市等

令和6年3月までに高等学校卒業見込みの方等

閩左記ホームページからお申し込みください。

閩田辺海上保安部管理課

☎0739 (22) 2002

https://www.kaiho.mlit.go.jp/recruitment/

海上保安庁 第五機区 海上保安本部



主な電話番号等

- 田辺市役所 ☎646-8545 新屋敷町1 ☎0739-22-5300 (代) ☎0739-22-5310
市民総合センター ☎646-0028 高雄一丁目23-1 ☎0739-26-4900 (代) ☎0739-26-4914
龍神行政局 ☎645-0415 龍神村西376 ☎0739-78-0111 (代) ☎0739-78-0116
中辺路行政局 ☎646-1492 中辺路町栗栖川396-1 ☎0739-64-0500 (代) ☎0739-64-0966

- 大塔行政局 ☎646-1192 鮎川2567-1 ☎0739-48-0301 (代) ☎0739-49-0359
本宮行政局 ☎647-1792 本宮町本宮219 ☎0735-42-0070 (代) ☎0735-42-0239
市水道事業所 ☎646-0028 高雄三丁目18-1 ☎0739-24-0011 (代) ☎0739-24-7910
市ごみ処理場 ☎646-0053 元町2291-6 ☎0739-24-6218 (代) ☎0739-24-4068

電話案内サービス

- 防災行政テレフォンガイド ☎0120-963-910
救急安心センター ☎#7119

休日急患診療

- 閩田辺広域休日急患診療所 (市民総合センター玄関右側)
内内科、小児科、歯科の応急診療
日時 9時～11時30分、13時～16時
(※小児科のみ、⊕18時～21時30分も診療を行っています)
☎0739-26-4909



防災行政メール等



全国版救急受診ガイド [Q助]